

委員会議事概要

1 委員会名	令和4年度 第5回沖縄海区漁業調整委員会
2 開催日時	令和4年8月19日(金) 13:30~15:10
3 開催場所	沖縄県水産会館4階中研修室
4 出席委員 (定数15名中15名)	<p>(会場参加)</p> <p>赤嶺博之委員、上原亀一委員、大城和夫委員、新立弘子委員、八前隆一委員、当真聡委員、伊良波宏紀委員、大嶺嘉昭委員、山内得信委員</p> <p>(Web参加)</p> <p>池田博委員、大谷健太郎委員、藤田喜久委員、山川彩子委員、天方徹委員、城間恒浩委員</p>
5 議事録署名人	伊良波委員、新立委員
6 議事内容	
(1) 第1号議案	浮魚礁の敷設承認申請について (P~P10)
【要旨】	新規の承認申請が3基(座間味村漁協、那覇市沿岸漁協、与那国町漁協)あった。原案のとおり承認された。
【特記事項】	【事務局】那覇市沿岸漁協は事実上の再承認。協議位置が2分以上ずれていたことによる。
(2) 第2号議案	ウミガメの採捕承認申請について (P11~P15)
【要旨】	漁業目的で、7件の申請(八重山漁協所属2件5名、久米島漁協1名、那覇市沿岸漁協4名)から申請あり。原案のとおり承認された。
【特記事項】	<p>【上原議長】アカウミガメの採捕枠は残り1頭だが、2名から申請がある。どちらかを承認するか。</p> <p>【当真委員】採捕の目的は2人とも一緒か。</p> <p>【事務局】明確な目的はない。久米島の申請者は、採捕枠が取れなくても仕方がないとの認識。八重山の申請者は、環境省の調査事業参加時に、採捕枠の所持は有利と考えている。</p> <p>【新立委員】素潜りと潜水器のどちらが採捕しやすいか。</p> <p>【一委員】潜水器。</p> <p>【上原議長】事務局は、アオウミガメの採捕申請数84頭の承認案を提案した。アカウミガメ採捕枠の残り1頭に対して、2か所から申請があるので、どう割り振りするか。アオウミガメ84頭の承認は提案どおりとし、残り1頭の枠を八重山への配分でどうか。</p> <p>【城間委員】アオウミガメの件で、久米島で疑義があった。例えば久</p>

	<p>米島と八重山のいずれも、去年の実績が少ないにもかかわらず申請頭数が増えている。これは漁業被害が関連か。食用目的とされるが、そのルートも確立し、計画が立っているのか。</p> <p>【事務局】ウミガメは全体的に増加傾向であることを前回の委員会で説明し、採捕承認基準を緩めた。八重山の申請者は西表島在住だ。西表島ではウミガメによる海草の食害があり、特にウミシヨウブは深刻な被害が出ている。これは環境省も認識していて、対策を検討中。地元の竹富町も駆除は難しいが、食用での活用を考えている。久米島漁協は、今回の事件以前からウミガメが増え、海草の食害が酷く、藻場が消失しつつあるため、食用で活用する取組を漁協も考えている。そのため申請頭数は多くなっているが、実際に捕れるのかは事務局で判断出来ない。厳密な計画が必要か認識していない。</p> <p>【城間委員】問題が起きているので、関連しているのではないか。ただ食用目的ならば、委員会は、その目的に沿った採捕をするよう伝えるべきではないか。</p> <p>【上原議長】私の分かる範囲で答えたい。本来、環境省は、ウミガメを保護する立場だが、増え過ぎて、海草の食害が深刻であるため、環境省もウミガメの食用化を推奨する動きがある。その中で、適正な活用方法を模索中だ。取組の推移を見守るべきではないか。アオウミガメは食用以外の利用はないと理解。今後の動向を見守りたい。</p> <p>【城間委員】報道の情報しかないが、漁業者も大変な思いをしていると分かる一方で、久米島の件はかなり厳しい意見が実際に飛び交っている。委員会指示に基づいて採捕の許可を出す場合、そのような事情を理解して、私も賛成したい。</p>
(3) 第 3 号議案	<p>令和 4 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に関わる要望提案等について (P23~P28)</p>
【要 旨】	<p>7 月の海区委員会の第 4 号議案として、昨年と同じ 3 件 (①日台漁業取決めの見直しについて、②日中漁業協定の見直しについて、③太平洋クロマグロ (大型魚) の適正な資源管理について) を継続して提案し、新規で 1 件 (④違法操業の取締強化に向けた対応) 提出することで承認された。そのうち③は字句の一部挿入・修正を行った。また④は、九州ブロックでは初めての提案となった。</p>
【特記事項】	<p>【山内委員】太平洋クロマグロの提案で、漁業者に対する配分や W C P F C での国別配分は理解したが、今年から遊漁船に全国で 42 トンの枠が配分された。我々漁業者から遊漁に配分するのか。遊漁枠 42 トン</p>

が適切な配分量か議論されずに決められたので要請できないか。

【事務局】遊漁の枠を漁業者の枠へ譲るべきだと考えと理解した。遊漁の枠が決まったのは今期からで、勉強不足で、枠の設定経緯分らない。遊漁の中で採捕に枠を設定しないと、国際的な取決めへの対応に困るので、遊漁にも枠を配分したと認識している。遊漁枠の量について、国に意見を述べることについて、検討する余地はあると思う。

【山内委員】広域漁業調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会で、遊漁の配分枠の議論をした。その中で、遊漁は実績が明確でないため、水産庁がおおよそその枠を設定して、管理対象としたが、重要違法操業の取締強化に向けた対応 我々漁業者にとって遊漁枠は不透明な配分という不満がある。遊漁も観光産業の一翼を担っているので、全く釣らせないのは問題だ。遊漁の場合、リリースの文化もあるので、採捕枠を多く与える必要はないのではないかと。遊漁の管理方法は少し曖昧だ。それらを踏まえた趣旨の要望を追加できないか。

【事務局】前年度、各ブロックから出された要望を全国で取りまとめて要請活動を行った。それに対して、水産庁、海上保安庁、国土交通省、外務省から回答があった。

遊漁者等の操業自粛措置は全国海区からも要望している。水産庁からは「広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁によるクロマグロの採捕規制措置の必要性については、水産庁ホームページへの掲載、個別の指導、政府広報、釣関係団体を通じた周知、釣関係メディアを通じた周知など、あらゆる手段を用いて周知を図っているところである。」と回答があった。

「また、令和4年6月以降の遊漁によるクロマグロ（大型魚）の採捕の再開にあたっては、令和3年度の管理状況を踏まえ規制措置を見直すとともに、令和3年度に開発した報告サイト等により、遊漁者から採捕数量の報告が円滑に行えるようにした」という回答を得た。

【山内委員】遊漁の管理取組は始まったばかりで、水産庁も手探りの状態だと考えるが、マグロは資源が回復している実感がある。沖縄だけでなく、全国、日本海も、太平洋側も、マグロによってイカ操業ができない状態になっている。遊漁船の採捕枠は、漁業者が釣り上げることで、メリットがあると考え。水産庁には遊漁への管理取組を厳格にして、数量も含めて十分な検討をするべきだと私は考えている。

【上原議長】遊漁枠が適正かも含めて、情報が不確定なので、事務局は、水産庁との情報共有をして情報収集に努めてください。漁業全体

	<p>から見て遊漁枠が多過ぎるのであれば、その削減を求める要望を検討する必要もあると思うが、現時点では、踏み込んだ要望は控えたい。</p>
(4) 協議事項 1	<p>ソデイカの採捕に係わる委員会指示の発動に向けたアンケート結果について (P29～P41)</p>
【要旨】	<p>ソデイカの採捕に係わる委員会指示の発動に向けたアンケート結果を報告した。その結果全体では、①現行の漁期 (12/1～5/31) の継続希望は53%を占めた。②漁期12/1～6/30は5%、③漁期11/1～5/31は25%、④いずれにも該当しない漁期は12%だった。</p> <p>さらに①を希望するのが、2級船は56%、3級船は67%だった。</p> <p>なお今期出漁した漁船は2級船が全体の77%、3級船が23%だった。</p> <p>また水産海洋技術センター (以下、「水技セ」) から、県内、全国のソデイカの漁獲動向と国立研究法人水産研究・教育機構 (以下、「水研」) が行った調査研究 (ポップアップタグ、標本船調査) の結果報告があり、C P U Eの動向から、資源の減少傾向にあることが推察され、継続した資源管理が重要であると指摘された。</p> <p>この結果を踏まえて、来期の漁期についての方向性についての協議を行った。具体的な委員会指示の内容は9月の海区委員会で、議案として提案する予定である。</p>
【特記事項】	<p>【当真委員】 予想以上に旗数について現状維持の回答が多かった。アンケートの対象者は、ソデイカ漁の専門なのか。</p> <p>【事務局】 これまでと違い、今回の回答者は実際の操業者限定とした。</p> <p>【当真委員】 旗数の現状維持の回答が多いのは理解できない。</p> <p>【大城委員】 私もショックだ。アンケートの調査期間が短い。旗数増を要望する船が出漁していて、アンケートを取るのに苦労した。乗り込み員数など細かい項目もアンケートで必要だ。</p> <p>【上原議長】 長期航海に出る漁業者が、旗数制限をどう考えているかまでは分析されていないので、次回に分析結果を報告してもらってから協議したい。結果を見てすぐに変更するのではなく、乗組員数や航海日数の違いによるアンケートへの影響を分析してから協議したい。</p> <p>【大城委員】 同じトン数でも経営状況が違うため、いろいろな意見を聞きながら判断するのは大事だ。今のアンケート調査で委員会の意思が決定されることを危惧している。</p> <p>【事務局】 アンケートの実施期間は前年とほぼ同じ期間だった。糸満漁協は、回答期限が延ばしたいとの相談があり、回答期限を延期したため、回答は出そろっていると認識している。</p>

	<p>現時点ではアンケートを回答していない漁協が幾つかあり、回答が揃わないと集計が難しいので、現時点では詳細な集計は出せない。データが揃ってから、改めて集計したい。現時点では、あくまで暫定値で、資料として配布できない。アンケート期間中に旧盆があり、漁協の負担が大きかった。改めて、データの精査をしたい。分析には、少し時間がかかるが、可能な限り分析する。その結果に基づいて判断するのは、来月の海区委員会になる。</p>
(5) 報告事項 1	<p>くろまぐろ(大型魚)の知事管理漁獲可能量の変更についてP42～P45)</p>
【要旨】	<p>くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和4管理年度の知事管理漁獲可能量は、令和4年3月8日付で設定・公表し、国からの追加配分を受けて令和3年4月28日付で変更した。</p> <p>くろまぐろ(大型魚)は、8月1日より後期の管理期間が開始されたが、前期の漁獲実績の確定に伴い、変更手続が必要なため、漁業法第16条第5項の規定に基づき、沖縄県資源管理方針に定める配分の基準に即して、令和4管理年度の知事管理漁獲可能量を変更した。</p> <p>7月末時点で、漁獲実績が漁獲可能量を6.2トン超過しているため、留保枠から前期の漁獲可能量へ充当する。</p> <p>また前期の留保枠のうち未利用枠7.5トンの全量を後期の漁獲可能量に充当するので、後期の漁獲可能量は8.5トンだ。</p> <p>今回は軽微な変更で、農林水産大臣に8月1日付で報告した。令和4年8月5日付で、県ホームページで公表した。</p>
【特記事項】	<p>特になし。</p>
(6) 報告事項 2	<p>ウミガメの採捕に係わる委員会指示違反について (P46～P52)</p>
【要旨】	<p>令和4年7月14日午後、久米島町真謝の海岸で、30頭以上のアオウミガメが瀕死の状態で発見された。島民からの通報を受け、久米島ウミガメ館の職員が確認したところ、一部の個体は死んでおり、また首の付け根付近に刃物で刺されたような傷が確認された。同日中に、久米島町商工観光課及び環境保全課も、現場で大量にウミガメが死んでいることと、周辺に漁網(刺網)が設置されていることを確認した。</p> <p>7月18日、久米島漁協の組合長から、刺網操業中の当漁協組合員が網を回収する際に、網が破れたり、自身がけがをしたりするかも知れないと感じたため、一部は逃がし、その他は殺傷したことを認めたとの報告があった。これを受けて、7月26日、漁業監督吏員による検査・質問を行ったところ、同組合員はウミガメの採捕承認を受けずに、網</p>

に掛かったウミガメを刺したことを認めた。水産庁の採捕の解釈による「自然に生育する状態にある水産動植物を人の所持その他事実上の支配下に移す行為」に該当するとして、殺傷行為を採捕とみなした。そのため水産課長から海区漁業調整委員会長に対して、当該事案が、沖縄海区漁業調整委員会指示2第3号第2に違反したとの報告があったものとしての報告があった。

【特記事項】

【新立委員】 網は何桁か。30～40 頭も網にかかるなら、ボラを捕る網にしては多い。

【事務局】 20 桁だ。網の長さは全体で 700m 程度だった。

【藤田委員】 委員会指示違反事案としての対応は仕方ないが、ほかの地域でも同様のことは起こっている。一度、海区調整委員会にウミガメ研究の専門家を呼んで、現在の資源状況などを話してもらったほうがいい。西表島でも刺網に十数匹程度かかったと、学術論文にあった。3年前頃から指摘されていて、今後同様なことが起こると思う。漁業関係者だけで話をすると、全国的に亀を好きな方にうまく説明できない。10年ぐらい前に日本ウミガメ協議会の方に話をしてもらったが、もう一度、話してもらい、それをしっかりと発信したほうがいい。

【上原議長】 この件に関して、別途専門、協議会等々から情報収集するのはいかがか。

【事務局】 ウミガメは専門性が高く、西表島で開催された環境省の会議や、関係する文献の収集、美ら海水族館等々、関係する専門家からの意見を伺いたい。要望があれば委員会に招聘することもあると思う。

【藤田委員】 委員会も含めて漁業関係者が、専門家から話を聞ける場があるといい。まずは海区調整委員会に招聘して、沖縄県のウミガメの状況を聞くのがいい。広域的なデータは日本ウミガメ協議会が持っているので、協議会に話してもらうのがいい。

【山内委員】 ウミガメ採捕許可証は持っていたが、その期限が切れていた。食用目的で許可を持っていたので、採捕との認識は当然あった。刺して亀を弱らせて網から外したり、網を破って亀を逃がしたりしているので、被害者の一面もある。実際、食用にしたことは報告書を読む限りない。網から外して逃がすとか、弱らせて外すことで、委員会指示違反という認識はなかったようだ。本人は違反を認めているのか。

【事務局】 聞き取りでは、採捕承認期間が過ぎていることは認識していた。ただ殺傷した行為が採捕に当たるかは、明確な回答がなかった。そこまでの認識はなかったという話だ。

【山内委員】刺したり逃がしたり弱らせたりという行為が、委員会指示において、具体的に指示違反としているのか。

【事務局】委員会指示における採捕に当たるかだが、水産庁の見解によると、採捕とは自然に生育する状態にある水産動植物を人の所持、その他事実上の支配下に移す行為となっていて、持ち帰るか、持ち帰らないか、その場に持っているか、持っていないかは問わない。今回の件も、混獲された状態で、それを外しただけであれば、委員会指示違反にはならないが、殺傷を行ったことで、人の支配下に置かれたことが、水産庁の見解による採捕行為に当たるとして、今回、委員会指示違反として報告をした。

【山内委員】委員会指示違反については、本人は納得しているのか。

【事務局】こちらから説明して、採捕行為に該当すると理解した。

【山内委員】その判断基準が、我々素人には分かりづらい。問題がショッキングだったのでマスコミでもかなり大きく取り上げられて、かなり漁業者が痛めつけられているような報道もあった。本人は被害者意識が強く、海草の食害も多いこともあり、やむなく殺した、あるいは傷つけたともと考えられるので、そこは情状の余地があると思う。裁判官ではないので分からないが、同じ漁業者として見ていきたい。

【事務局】当事者も、通常は可能な限り網から外して逃がしていたと言っていた。14日に事件が発生したが、その後、満潮になり、次の日、現場を確認したところ、ウミガメは一匹も残っていなかったと聞いた。現場は相当潮の流れの速いと見られ、殺傷しなければ特に問題にならなかったが、明確に15匹から20頭は刺したということを確認しているので、これは採捕行為であると認めざるを得ない。

【上原議長】この件は、次回の委員会で、対応をするかを決めたい。

【天方委員】水産庁の採捕の定義は分かるが、採捕とは、普通、採取をして捕獲をすると、一義的にはそうに解釈するのが一般的だ。仮に水産庁の言う定義が、委員会指示の読み方として正しいとしても、この殺傷行為が、人間の支配下に置く行為なのかどうかだ。

今回の事件について何らかの対処をすべきというのはよく分かる話だが、委員会指示の定めている罰則対象行為に疑義なく当てはまらないとできない。罰則規定だからだ。今回本当にこの殺傷行為が採捕に当たるとして進めていいか、可能であれば水産庁に、もう一度その定義も含めて次回までに確認をしたほうがいい。今後のことを考えると、委員会指示の中に殺傷行為は採捕とは別の態様の違反行為として定め

ることも検討する必要があると思う。

【事務局】水産庁への照会については対応したいが、通常、水産庁に照会をかけた場合、相当な時間を要するため、今回も、いつ回答が返ってくるか明言できない。

また、委員会指示における殺傷の扱いについては、水産部門だけで対応するものではないと考える。今回の案件も、自然保護課も関係するが、直接自然保護課が所管する関係法令で処罰対象にならないため、今回は水産部門で、委員会指示違反に当たるかどうか報告した。

【上原議長】水産庁に確認を取ると、正式な答えがいつになるかわからないという報告があった。殺傷行為についての別途の記載等の検討は、水産だけでは対応できないという判断だった。この件、引き続き勉強したいと思う。

【天方委員】水産庁に問合せをした場合の時間的な問題は理解できるが、だからといって、この採捕に、採取する目的で殺傷したならば、実際に持ち帰らなくても、採捕の把握する事実関係の中に落ちると思う。網から外す、つまり捕獲して自己使用する意思がない中で、外すための殺傷行為が、果たして、委員会指示で言う採捕に当たると疑義なく言えるかは疑問だ。そういう状態で罰則を与えるのは、法律的に罪刑法定主義に違反する行為となり、個人的には疑問を禁じ得ないため、可能な限り明らかにしてから進みたい。

【上原議長】天方委員の意見はもっともだと思うので、再度確認した上で進めたい。

【大城委員】僕の経験から、現場をイメージできるような話をしたい。

ソデイカ漁で、浮きと浮きの間のロープにウミガメが絡むので、外そうとすると、カメが暴れて咬むことがある。今回問題があった久米島の漁業者は75歳と高齢で、ウミガメを逃がすことと、財産である網を守ることとの間で葛藤があったと思う。今回の事案は、そのような現場の状況や漁業者の大変さについて理解してもらう必要がある。

【事務局】当事者からは、大型のウミガメも相当いて、かなり危険を感じたと話していた。

今回の事案には、久米島の独特な事情もある。ウミガメ保護を主体的に行っている久米島町ウミガメ館と久米島漁協の関係がとても悪かったのも背景にある。今後は久米島漁協も、町長も、ウミガメと共生していくという宣言を出していて、漁協も、今回のような状況で、一人で対応しないで済むように、組合として、みんなで対応できるよう

にしたいと話していた。そのため、こういった案件は早々起こらないとは考える。

また、ウミガメ館も、関係団体との関係がなく、単独で対応していると聞いている。情報交流があまりない状況で対応していたと認識した。今回大きな事件になったが、背景に、関係者間の行き違い、無理解があったこと思う。

西表島の件で報道があったが、アオウミガメが非常に増えていて、久米島でも海草が食害を受けている。本来、事件のあった海域も藻場が健全な状態であれば、クブシミ等もいるような漁場だったとのことだ。真謝海岸の画像にあるとおり、かつては相当な藻場だったようだが、今は、調査当日でも藻の長さは10センチ程度しかなく、相当な食害を受けていると聞いた。

今回、非常に難しいが、いろいろ意見を聞きながら検討したい。

【上原議長】 ウミガメの問題は次回の委員会で、しっかりと協議したい。天方委員からの指摘についても、対応したい。